



みやぎ税務会計事務所通信

◀ 2025年1月 ▶



税務の話題

「令和7年度 税制改正大綱」が発表されました

年始第1号の恒例！

令和6年12月20に発表された「令和7年度 税制改正大綱」をお届けいたします。

今回の“基本的考え方”は

「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」

全111ページのなかから、皆さまに近い話題を厳選して(!?)ご紹介いたします。

決して“ひとつごと”と思わず、制度の在り方を

ひとりひとりが真剣に考えたいですね。

---:---:---:---:---:---:---:---:---:---:---:---:---:---:---:---



「税制改正大綱」とは、「税制改正の原案」のこと。つまり！この「大綱」発表時点では全てが決定ではありません（今年だけではなく毎年です）。税制は、国会で議論されて決定（法律として施行）するため、今後、内容が変更となる場合があります。

個人所得課税

基礎控除・給与所得控除の見直し

①基礎控除

所得税を計算する際に誰でも（※）引ける金額

48万円 → **58万円**（合計所得金額 2,350万円以下の場合）

令和7年の
所得税から適用

②給与所得控除

給与として受け取った人（会社員など）に概算で認められている経費の金額

55万円 → **65万円**（最低保障額）

特定親族特別控除（仮称）の創設

19歳以上23歳未満の親族が
給与収入103万円以上となった場合も
一定額の控除ができることになります。
（控除額は段階的に減額）

その他の人的控除措置

上記の控除額の見直しに伴い、
配偶者や扶養親族の合計所得金額要件が
58万円に変わります。
（給与のみの場合は年収123万円以下）

「123万円の壁」に変わる！？

この改正にあたり、メディアでとても話題になっていた「壁」のお話です。

令和6年までは
基礎控除48万円+給与所得控除55万円
=103万円 となることから、「103万円の壁」と言われていました（103万円までは所得税の課税はなし）。これが令和7年から
基礎控除58万円+給与所得控除65万円に
変わるため、合計123万円となり、「123万円の壁」に変わると言われています。

新しい「特定親族特別控除」は、学生の収入調整への対策ですね。配偶者に対する「配偶者特別控除」と同じ考え方（仕組み）になると
思われます。



（裏面に続きます）

